

視聴覚教材等の貸出しについて

1 貸出を希望するとき

視聴覚教材等の貸出を希望する市町村等は、事前に電話又はメールにより、次の事項を茨城県自治研修所市町村職員研修担当までご連絡ください。

- ・市町村等名
- ・貸出を希望する視聴覚教材等の名称又は番号
- ・貸出を希望する期間（原則2週間以内）

他団体の利用状況を確認し、貸出可能期間を連絡いたしますので、「視聴覚教材等借用書」をメールでご提出ください。視聴覚教材等の受取方法は、「手渡し」又は「郵送」から選択できます。貸出に係る送付費用は、茨城県自治研修協議会が負担します。

2 返却するとき

視聴覚教材等の利用を終了したときは、速やかにご返却ください。

郵送等で返却する場合は、紛失・破損等に対応でき、また、配達状況が把握できる送付方法（ゆうパック・宅配便等）でご返却ください。なお、返却に係る送付費用は、利用市町村等にご負担いただきます。また、視聴覚教材は、貸出期間内に茨城県自治研修所に到着するよう発送処理を行ってください。

3 注意事項

- ・返却時には、教材の状態や、教材ディスクの入れ間違いや入れ忘れがないか等をご確認ください。
- ・郵送により返却する際は、送付時に梱包している緩衝材を再利用いただく等により、教材の破損防止にご配慮ください。
- ・紛失・破損したときは、弁償していただく場合もありますので、視聴覚教材等の取扱いには十分にご注意ください。

【連絡先、返却先】

〒310-0802

水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎7階
茨城県自治研修所 研修課 市町村職員研修担当

TEL：029-303-1326